0

特定化学物質障害予防規則

(昭和四十七年労働省令第三十九号)

(傍線部分は改正部分)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所(定期自主検査を行うべき機械等)	る物とすののでは、	国内	改正案
十 定	掲げる物とする。 3 令別表第三第三号10の厚生労働省令で定める物は、別表第二に2 (略)四〜七 (略)	大学のでは、 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	現

に 置 及び排 、係るも 気装 置、 のに 液 処 ブ 限 理 ツ る。 装置 シュ) は、 ブ (特定化 ル 型換気装置、 次 のとおりとする。 !学物質その他この 除じん装 省令に 置 排 ガス 規 定 す 処 る 理 物 装

第

四

[条第三

項

第五条第

項

第三十

条の十三

は 号若しくは 置 項ただし 第 0 項 を含む。 第 +一号 第 号 書及び が規 第 五. 項 定に基づき設けられる局所排気装置 十条の二 第 第三十八条の十六第一 号 の 条 第 規定により、 0 項 第 七 第 号、 項 又は第五 第 項ただし 第五 뭉 号、 若 十条第一 しく 書の 第 1の局所排気1(第三条第 九号若しく は 第 項 + 第 六

号若 第十二号 第三十八条の十 \mathcal{O} 項 しく 第 + 第 は 뭉 第五 \mathcal{O} 第 規定に基づき設けられるプッシュプル型換 項 第三 兀 第一 十条の二第 条 -六第一 第三 号の規定により、 条の 項 項ただし書のプッシュプル型換 第五 項 第 七 第 条第 一項第 一号、 又は第五十条第一 項 第五号、 号 第三十 若 L 第九号若 < は 条 第三 \mathcal{O} K 気装置 電 項 第六 しく

二~五 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条 (吹

2

3 8 す 表る 若 しく 業者 表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定 事業場に に 係 は . う。 十一号 は、 14 4 る から7 測) を お 定 15 前 V 若しくは第二十一号に掲げる物 0) 項 ・までに 製造 て 記 19 0 クロム酸等を取り扱う作業場に 測 録 する作業場及びクロム酸 並 24 定 び 掲げる物又は 0 に 26 記録のうち、 同号11若 29 30 しくは 同表第二号4から6 令別 31 の2若しくは 21 表第三第 い等を に掲 议 の記録につい について行つたと鉱石から製造以下「クロム酸 げ る 号 物 32 まで、 又 に 1 は 掲 別 2 げ

> に 置 及び排法 気装 係るものに 置、 処理 ブ 限 ツ る。 装置 シュ) は、 (特定 ブ ル 型 化 次 学物 のとおりとする。 気 装 物質その 除じ 他この ん装置、 省 令 に 規 ガ 定 ス す 処 る 理 物 装

十三 を含む。 ただし書及び第三十八条の しくは第五十条の二第一項 十二号の規定に基づき設けられる局 第 項 第二号 第四 条第三項、 の規定により、 + 第一号、 第五条第一項若しく -六 第 又は第五十条第 第五 項ただし書 所排気装置 五号、 第九号若 \mathcal{O} は (第三条第 第三 局 所排 項第六号若 しくは第 $\overline{+}$ 気装 項

む。 三十八条の十六第一項ただし書のプッシュプル型換気装置 しくは 十三第 十二号の規定に基づき設けられるプッシュプル型換 第三 条、 第五十条の二第一項 項 第二号 第 兀 条 第三 の規定によ 項、 第一号、 第 り、 Ŧ. 条第 又は第五十条第一 第 五 項若、 号、 L 第九号若 < は 第三 気 項 しくは 装置 第六号若 一を含 第

三~五 (略)

(測定及びその記録

2 (略)

第三

3 三 る測 若しくは 十 12 第二号 一号若しくは 定の お 業 者 11 又は てクロ 記 14 4 は、 から7 造 録 する作 15 並 前 .21に掲げる物に係る測定の記録については、三十ム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第 第二十一号に び 項 までに に 19 0 :業場 同 測 号 11 24 定 及び 掲 \mathcal{O} 若しく 26 げる物又は 記 クロ 掲げる物 録 29 のう ム は 21 30 若しく 酸 略等を鉱 同 (以 下 に掲げ 表第二 令別表 る物 「ク は 32 石 から 又は 口 に 4 ム 掲 酸 造 别 げ 1等」と する 表第 る物 6 まで、 1 事 に 第 係

は、三十年間保存するものとする。

(測定結果の評価)

な 第 作 に 5 る 第六十一 三管 :業環境 け ついて、 31 +やかに、 又は れ の2まで若しくは ば 理 -五条第 なら の管 X 同 0) 表第 分に区分することにより当該測定の結果の評 条第 な 理 厚 **二**号 1 0) 生 五. 事 一労働 業者 状 項の規定による測定を行っ項又は労働安全衛生法 態 から7まで、10、1は、令別表第三第 に応じ、 大臣の定める作業環境評価基準に従 33から36までに掲げる物に係 令別表第三第一号3若 第 管理区分、 11 つたときは、その (以下「法」という。 13 第二管理区 から25 しくは る屋 ま 內作 で、 6 価 一分又は いつて、 を行 都度 :業場 27 か わ

3 しくばる 又 は 造 る ク ロム酸 する作業 業者 の と 21に掲げる物に 物 31 又 い等を うする。 は、 は \mathcal{O} 2 に 場 同 取 及 表 前 項の ŋ び 掲 第二号4から6ま 扱う作業場について行つた令別表第三第二号 クロム酸等を鉱石から製造する事業場 げる物に係る評価 係る評価の記録については、 評 価 の記録のうち、 価の記録並びにクロムで、14、15、19、24、 令別. 表第三第一号 · 年間 ム 酸 に 29 保存す 等を 6 に お 1 30 製 11 て 若掲

(掲示)

第三十八条の三 く。)又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、 十二号に掲げる物 は別表第 二十六号 第十四 又は取り扱う作業場 21 一号、 一第 24 第二十九号、 第十五号、 匹 号 26 事業者は、 ラから第六号まで、 28、29、30、31の2 (以 下 第三十号、 第十九号、 (クロム酸等を取り扱う作業場にあつて 「特別管理物質」と総称する。)を製造 第一 31の2若しくは32に掲 類物質(塩素化 第八号、第十一号、第十二号 第三十 第二十一号、第二十四 一号の二若しくは第三 ビフエニ げ 12 る物 14 ル 若しく 一号、 等 を 第 15 除

年間保存するものとする。

測定結果の評価)

やかに、 ればならない。 管理区分に区分することにより当 環境の管理 六十五条第五項の規定による測 5 11 る 一十六条 て、 物 31 まで若しくは33 又は同 前 厚生労働 条第一項又は労働 の状態に応じ、 表第二号 事 大臣 から 1 から7ま の定める作業環境評 36 いまでに 第一 安全衛生法 令 別 管理区 ふで、 定を行つたときは、 表 第三 該 掲げる物に係る屋 10 測 分、 定の (以 下 11 一号3若 結果の評 第二管理区分又は第三 価基準に従つて、作業 13 から 25 ま 「法」という。)第 しく その都度、 内作 価 を行 は -業場に 6 わ な 27 掲 速 0 カュ

1 (略)

3 は30 げる物又は同表第二号 3 事業者は、前項の誣 掲げる物は 等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は 業場及びクロム酸等を鉱 に係 . る 評 表第二号4から6まで、 価 る評 の記録につ 評 価 石 価 \mathcal{O} 品の記録: から製造する事業場にお 記 録 いては、 \mathcal{O} うち、 並びにクロム酸等を 14 三十年間保存するも いてクロ 号 造 29 する 若 6 しく Δ 0 21 酸 作

(掲示)

第三十八条の三 クロ 特 一第四号 第二十九号、 別管理物質」)又は令別表第三第二 ム酸等を取り扱う作業場にあつては、 第十五号、 21 から第六号 24 と総称する。)を製造し、 第三十号若しくは第三十二号に掲げる物 第十九号、 26 事業 まで、 29 者 は、 30若しくは32に掲げる物若しくは別 第二十一号、 第八号、 号 4 第一 4から6まで、 一類物質(塩素 第十一号、 (塩素化 第二十四号、 クロム酸等を鉱 又は取り扱う作業場 8 11 第十二号、 ビ フエ 12 第二十六 ル (以 下 石か 第十 表 6 号 匹 第 15 除

取は、 作業に り扱う作業場に限る。 クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等 1従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならな、作業場に限る。次条において同じ。) には、次の事項を立み酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を

5 兀 略

ブタ ジエン等に係る措置)

るところによらなければならない。 を製造し ジエンをその の保守 物 以 条の 下こ 点検を行う作業に労働者を従事させるときは、 若しく +0 七 条に 重 量の は取り扱う設備 事業者は、 おいて] セントを超えて含有する製剤その • <u>≡</u> | から試料を採取し、 ブタジェン等」 ブタジエン又は という。 又は当該 次に定め 設 他

は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予 置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合 装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。 又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、 絬 三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備 ・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、 するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。 料を採取し、 ブタジェン等を製造し、 又は当該設備の保守点検を行う作 若しくは取 り扱う設 :業場 ただし 局所 派所に、 局 排気装 所排気 備から 又

こと。 次の事項を、 試料を採取し、 一・三―ブタジエン等を製造し、 作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する ブタジ 又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、 等を製造し、 若しくは取り扱う設備から 若しくは 取り扱う設備か

一・三―ブタジエン等の人体に及ぼす作用

ある旨

試料を採取し、

又は当該設備の保守点検を行う作業場所で

見やすい箇所に掲示しなければならない。 条において同じ。)には、 製造する事業場においてクロム 次の事項を、 酸等を取り扱う作業場に限る。 作業に従事する労働者

が次

<u>〈</u> 匹 略

ハ 一・三―ブタジエン等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

とに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。て常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ご試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所においニ 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から

労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

たときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要ハ 一・三―ブタジエン等により著しく汚染される事態が生じ

録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。 理物質等関係記録等報告書(様式第十一号)に前号の作業の記述事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を一下を受けるという。 ロー・三一ブタジェン等を製造し、若しくは取り扱う設備から

(硫酸ジエチル等に係る措置)

ければならない。

「はいて「硫酸ジエチル等」という。)を触媒として取り扱の条において「硫酸ジエチル等」という。)を触媒として取り扱の条において「硫酸ジエチル等」という。)を触媒として取り扱い。

「はいて、一世ントを超えて含有する製剤その他の物(以下こ第三十八条の十八)事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをそ

硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエ

置を講じたときは 護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措 う場合にお 蒸気の発散源を密閉する設備 シュプル型換気装置を設けること。 チル等の蒸気の発散源を密閉する設備 ル型換気装置の いて、 全体換気装置を設け、 設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行 この 限りでない。 局所排気装置若しくはプッシュ ただし、 局所排気装置又はプッ 又は労働者に呼 硫 酸ジエチル等の 吸用保

イ 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所である旨項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、次の事

硫酸ジエチル等の人体に及ぼす作用

硫酸ジエチル等の取扱い上の注意事項

使用すべき保護具

の事項を記録し、これを三十年間保存すること。作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次二、硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所において常時

- 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

は、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要ハ 硫酸ジエチル等により著しく汚染される事態が生じたとき

えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。 等関係記録等報告書(様式第十一号)に前号の作業の記録を添せる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に労働者を従事さ

置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定 第五号の規定、前項第一号のプッシュプル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び 第七条第一項及び第八条の規定は同号のプッシュプル型

は、準用しない。

する。

これらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものと様式第十一号)に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はを廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書(第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業

一~三 (略)

別表第一(第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係)

一~三十一 (略)

し、ホルムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下のも三十一の二 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただ

三十二~三十六 (略)

別表第二(第二条関係)

~七 (略)

量の一パーセント以下のものを除く。 八 硫酸を含有する製剤その他の物。ただし、硫酸の含有量が重

様式第6号 (略)

様式第11号 (第38条の17、第38条の18、第53条関係)

(略)

る。
れらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとす式第十一号)に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこを廃止しようとするときは、特別管理物質関係記録等報告書(様第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業

一~三(略)

別表第一(第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係

一~三十一 (略)

三十二~三十六 (略)

別表第二(第二条関係)

一~七 (略)

ムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く ハ ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホル

量の一パーセント以下のものを除く。

九 硫酸を含有する製剤その他の物。ただし、硫酸の含有量が重

様式第6号 (略

様式第11号(第53条関係)

(略)

改

正

案

現

行

第 掲げ て、 第二十号による届 第 転 八 八十八条第 + る事 所轄 六 又はこ 1.労働基 項を記載した書面 別 れら 表 項 の 準監督署長に提出しなければならない。 第 書に、 0 七 規定による届出をしようとするときは、 主 0 一要構造部分を変更しようとする事業者が法 上 一欄に 当該機械等の種類に応じて同表の中欄に |及び同表の下欄に掲げる図 掲げる機械等を設置 į 面 若しくは 等を添 様式 え 移 第

2 略

3 す いに に掲げる機械等(以下「特定化学設備等」という。)の設置につをした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄 ては、 以下「 定化学 特化則」という。 法第八十八条第一 物 質 障害予 防 規)第四十九条第一 則 項の規定による届出は要しないもの (昭 和四十七年労働省令第三十 項の規定 定による申請 九号 لح

別表 第 七 (第八十 六条、 第 八 八 条関 係

機

械

 \mathcal{O}

種

類

事

略 等

造の概要 されている場合にあつ 三年要構造部分の 三 局所排気装置が設置 三	び処理能力 の図面 置 二 排液の処理方式 二 排液処理装置の構造 置 二	の排液処理装	概要 との関係を示す図面 十一条第一項	排液処理の業務 一 周囲の状況及び四隣 二十 特化則第	略) (略) (略) (略)	図面等 機械等の種類 事
構造の概要 一主要構造部分の	及び処理能力		の概要	排液処理の業務	(略)	事項
三、局所排気装置が設置	の図面が		との関係を示	一周囲の状	(略)	図面等

置の

排液処

理

三

装 項

一条第一

特化

則

第

て、 掲げる事項を記載した書面 第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、 転 八 第二十号による届書に、 十六条 し、 所轄労働基準監督署長に提出しなけ 又はこれらの 別 表 第 七 主要構 \mathcal{O} 上 当 欄 及び同表の下欄に掲げる図面等 該機械等の種類に応じて同表の中欄 造部分を変更しようとする事業者 12 掲 だげる機 械等を設置 ればならな į 若 L を添 < 様式 が は え に 法

(略)

は、法第八十八条第一項の規定による届出は要しげる機械等(以下「特定化学設備等」という。) 0 をした者が行う別表第七 特定化学的 以下「特化 法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする 物質障 則」という。 害 予 防 0) 規) 第四十九条第 十六の 則 (昭 項から二十の項までの 和 兀 1十七年労働 項の規定による申 の設置に 省令第三十 上欄に っい 九 て 掲 請 뭉

別表第· 七 第八 $\dot{+}$ 六 条、 第 八 + 八 条 関 係)

<u></u> 三	除く。) されるものを で を で れるものを で で で の を で の を の を	係とターのン三第一るいジー項等	二 則 十 の 二 十 八 特 条 化
要及びその機能を要及びその機能を受けるの概要及びその機能を	分 式 で 閉 本 で 閉	ンー 作のし備して 等保、からは の 三 の 守 又 ら は	エン等を製造し、
要書 (様式第二十五号	、局所排気装置ている場合にあ所排気装置が設	装置の図面 する設備 不 で で で で で で で で で で で で で	では、局所排気装置摘 要書(様式第二十五号 要書(様式第二十五号 との関係を示す図面 との関係を示す図面

書(様式第二十六号)場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要ってはプッシーのではプッシーのではののではののである。

要者では、

· (様式第二十五号) (、局所排気装置摘

る放射線障害	位元素等によ	置(放射性同	項の放射線装	第十五条第一	二十一 電離則										除く。)	されるものを	(屋外に設置	散抑制の設備	。)に係る発	ル等」という	「硫酸ジエチ	の項において	ル等(以下こ	の硫酸ジェチ	の十八第一項	則第三十八条	二十の三 特化	
			及び作業工程の概要	を用いる業務、製品	上欄に掲げる機械等						機能	造の概要及びその	主要構造部分の構	あつては、型式、	三 全体換気装置に		その機能	の構造の概要及び	式、主要構造部分	つては、密閉の方	密閉する設備にあ	の蒸気の発散源を	二 硫酸ジエチル等		扱う作業の概要	を触媒として取り	一 硫酸ジエチル等	
他の機械等に	様式第二十七号)、そ	は放射線装置摘要書(二放射線装置に		一 管理区域を示す図面	書(様式第二十六号)	ュプル型換気装置摘要	場合にあつてはプッシ	装置が設置されている	五 プッシュプル型換気			要書(様式第二十五号	ては、局所排気装置摘	されている場合にあつ	四 局所排気装置が設置		の図面	設備又は全体換気装置	気の発散源を密閉する	三 硫酸ジエチル等の蒸		す図面	二 作業場所の全体を示		との関係を示す図面	一周囲の状況及び四隣	青 / 林 コ 谷 フ ナン
						ı																						
る放射線障害	位元素等によ	置(放射性同	項の放射線装	第十五条第一	二十一 電離則																							
			び作業工程の	を用いる業務、製品	掲げる機																							
の他の機械等にあつて	式等	放射	癿		一管理区域を示す図面																							

	様式第21号の7 (略)	عدا	様式第21号の7 (略)
	様式第20号の4 (略)	عدا	式第20号の4 (
	様式第20号 (略)	JA-	様式第20号 (略)
(略)	(略) (略)	(略)	(略) (略)
	る貯蔵施設		る貯蔵施設
	射性物質に係		射性物質に係
	条第二項の放		条第二項の放
	は電離則第二		は電離則第二
	取扱作業室又		取扱作業室又
	の放射性物質		の放射性物質
	十二条第二項		十二条第二項
	、電離則第二		、電離則第二
	放射線装置室		放射線装置室
	五条第一項の		五条第一項の
	、電離則第十		、電離則第十
	器を除く。)		器を除く。)
	付特定認証機		付特定認証機
	規定する表示		規定する表示
	同条第三項に		同条第三項に
	認証機器又は		認証機器又は
	定する表示付		定する表示付
	五第二項に規		五第二項に規
)第十二条の)第十二条の
	第百六十七号		第百六十七号
	三十二年法律		三十二年法律
書(様式第二十八号)	る法律(昭和	書 (様式第二十八号)	る法律(昭和
は放射線装置室等摘要	の防止に関す	は放射線装置室等摘要	の防止に関す

0

労働省令第四十四号) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生

部 分

表 別 一 表 第 一 別表第二(第五 省 害予防規則 特定化学物質障 和四十七年労働 害予防規則 特定化学物質障 令第三十 略 略 略 略 (第三条及び第四条関係 九号 (昭 条、 第三十 改 記録 記録 記録の保存 第三十八条の十八第一項第三号の規定による 第三十八条の十七第一 第六条及び第七条関係) 録の保存 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 略 条の 条の 正 七 第一 第一 略 項第三号の規定による 項第三号の規定による 項第三号の規定による 案 別表第 別表第二 表 害予防規則 特定化学物質障 省令第三十九号 和四十七年労働 害予防規則 特定化学物質障 (略) (略) 略 略 (第五 (第三条及び第四条関 (昭 条、 第三十八条の十の規定による記録 第三十八条の 現 第六条及び第七条関係) 略 略 略 略 略 略 略 略 係 十の規定による記録の保存 行 (傍線部 分は改正